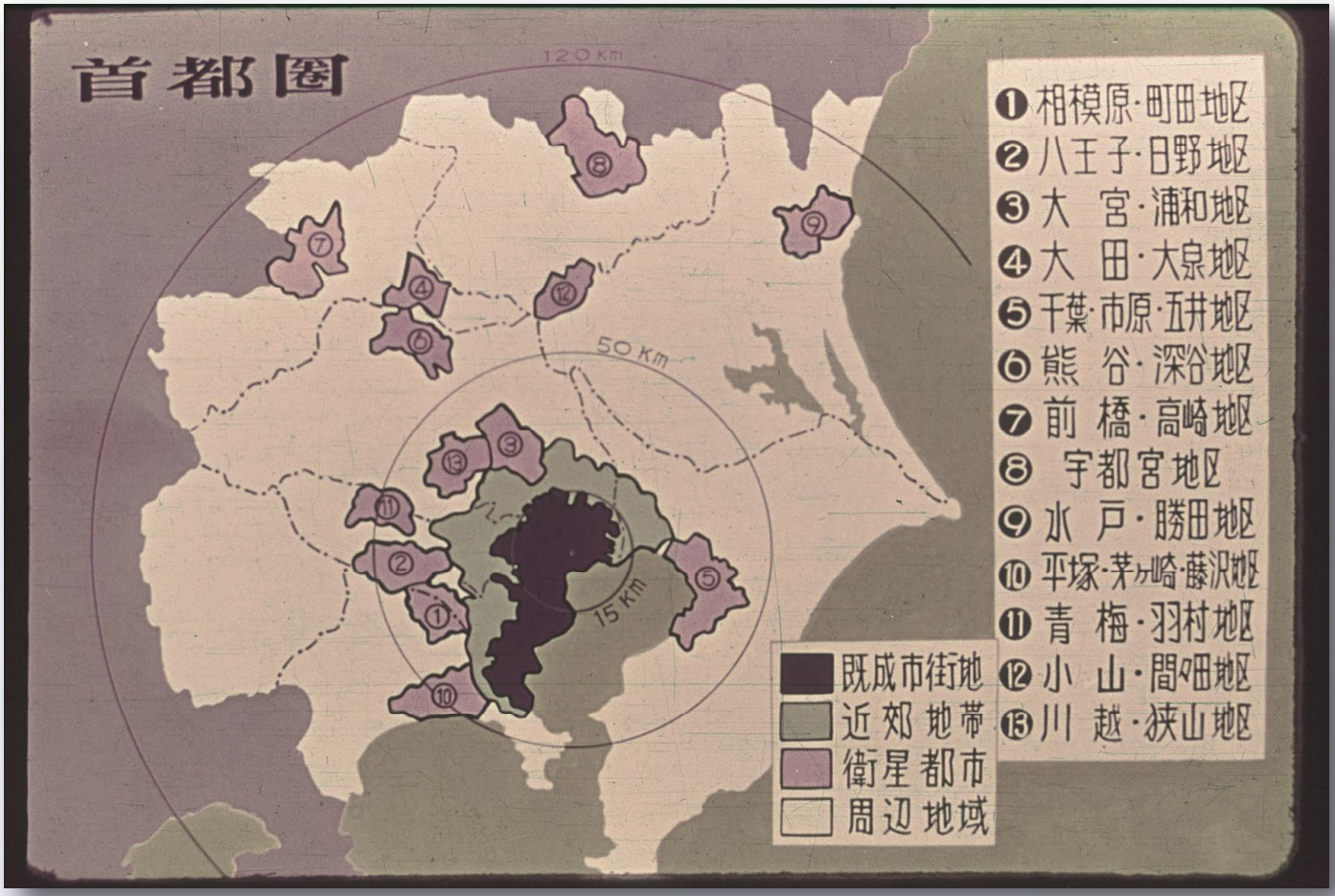
首都圏整備計画の登場



首都圏整備計画の区域　　請求番号：スライド－434

戦前から続く東京の人口増加と市街地の拡大に歯止めをかけることが、戦後東京の大きな課題でした。昭和31年(1956)に制定された首都圏整備法は、半径120kmの圏域を「首都圏」と位置づけ、その内部を①23区を中心とする既成市街地、②近郊地帯、③市街地開発区域という同心円状に広がる区域に分けました。その上で①に集中する人口と産業を、③に存在する衛星都市へと分散し、その間を②で遮断することで、都市の拡大を防止しようとしました。

②の近郊地帯はグリーンベルトとも呼ばれ、公園や緑地をここに配置することで、建物を制限することが目指されました。